

「第2回アドバイザー会議」における質問内容及び回答内容

調書番号:10 事業名:世界文化遺産景観形成支援事業

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
<p>諸平アドバイザー</p>	<p>ユネスコの言う持続可能な管理体制とは、この補助金をもってしないと出来ないのか。</p> <p>富士山は静岡県と山梨県の世界遺産委員会で今後も保全状況報告書の提出を求められているとのことだが、静岡県の状況はどうなっているか。</p> <p>静岡県では市町村が主体となって事業を実施し、住民に補助を出すのか。</p> <p>この事業(山梨県世界文化遺産景観形成支援事業)以外に活用できる補助金はあるのか。</p> <p>例えば県の補助が無くても、独自に市町村で景観保全のために修景する事業はあるか。</p>	<p>室長・山本 修</p> <p>副主幹・新藤 祐一</p> <p>室長・山本 修</p>	<p>ユネスコの言う持続可能な管理体制とは、特にこの事業だけについて述べられたものではありません。様々な施策の全体をもってその取組が世界遺産を持続するのに相応しい事業であると言ったものであり、我々は当然その施策の1つを担っていると考えており、この言葉も我々に向けられたものだとして認識している。</p> <p>静岡県自体においては、山梨県が行っているような事業はないが、静岡県内の富士山周辺の市町村においては、広告物や建物の修景などに補助を出すような同様な事業はある。</p> <p>そのように聞いている。</p> <p>「ない」と認識している。</p> <p>把握していない。</p>

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
五味アドバイザー	<p>富士吉田市の山梨中央銀行の修景の場合は、まず市なりからこういう案件があると挙がってきて銀行に納得していただく運びになるものなのか、それとも銀行側から打診があるのか。</p> <p>施主側から希望が出る場合もあるし、市町村から案件が挙がり施主に納得してもらう場合もあるということか。</p> <p>さきほどの例では、自動販売機会社と一緒に色合いや、コーディネートは誰が行うのか。</p> <p>修景された結果の写真を拝見すると、とても似ている例があり、同じアドバイザーの助言によるケースであった。このような景観の統一性も追及しているのか。</p> <p>H27 28の執行率が上がったとのことだが、当初予算は3千万円か。</p>	<p>室長・山本 修</p> <p>副主幹・新藤 祐一</p> <p>室長・山本 修</p>	<p>いろいろなパターンがある。市町村ではこの補助金の活用にあたり、景観のために効果的な地域に対しては市町村から説明し、施主が呼応したものについて実施する。具体的な修景策については、市町村と事業者が協議をし、場合によっては県の職員も協議に加わり方向性を決めていく。</p> <p>そのとおり。</p> <p>基本的には対象となっている箇所の市町村職員、また必要があれば景観づくり推進室の職員も協議に加わり、どのような修景をすれば効果が上がるのか関係者の間で協議を進める。</p> <p>この地域に相応しい色合いもあるので、それを専門家に聴いて色の使い方に反映させることもある。</p> <p>また、統一感を持たせることも重要と考える。</p> <p>3千万円である。</p>

アドバイザー	質問内容	説明者職・氏名	回答内容
小口アドバイザー	<p>その辺は施主側や民間の業者は理解しているのか。建築業者へのアピールはどのように行っているのか。</p> <p>景観アドバイザーの制度を活用している例が少ないが、今までの判断基準で決めているのか。</p> <p>アドバイザーを使うか使わないかの判断は。</p>	<p>室長補佐・深澤 修一</p> <p>室長・山本 修</p> <p>副主幹・新藤 祐一</p> <p>室長補佐・深澤 修一</p>	<p>まず地域全体を市町村が街並みをどのようにするのかというのを県側と協議しながら決めている。そのうえで、この地域の住民を対象に説明するので、まずその地域の住民の方には浸透する。それから工事を通じて工務店の方々にも浸透している。</p> <p>そのとおりである。既に3年目になるので、わざわざ景観アドバイザーの意見を聴かなくても色合いが決められるものは決めている。</p> <p>県で行う判定会の中で議論し決定している。</p> <p>例えば色を決める時、この地域にどういう色が合うのかという点をアドバイザーの先生から別物件の判定会の時に学ぶことがある。このときのアドバイスを準用する場合もある。</p>
五味アドバイザー	<p>平成28年度の実績表の中で10番は事業主体が忍野村であるが、なぜ村なのに個人負担が入っているのか</p>	<p>副主幹・新藤 祐一</p>	<p>個人負担の場所に287千円が入っているが間違いである。県の負担額57万4千円、市町村負担額57万4千円、事業費が合計の114万8千円が正しい数字である。</p>